

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 1 2020年9月11日 発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申第3号「新型コロナウイルスによる感染防止対策のさらなる強化についての再申し入れ」に対し会社回答

業務中の不安が解消されず、感染が疑われた場合の取り扱いが不明確！

9月11日、申第3号「新型コロナウイルスによる感染防止対策のさらなる強化についての再申し入れ」について会社から窓口回答があり、地本は幹事間で議論を行いました。新型コロナウイルス感染症が緊急事態宣言解除以降、運輸所社員に感染者が発生するなど、感染が拡大している中、職場の切実な要求を申し入れましたが、会社の回答は、さらに不明確な点が明らかになるなど不安が解消されるには至りませんでした。今後も、安心して業務が行えるよう地本はさらに申し入れを重ねるなど取り組んでいきます。

以下回答と議論です。

1. 勤務については、職場でのワンステップ会議や業務研究会などの取り組みを休止し、職場感染防止と通勤時の感染リスクを減らすため在宅勤務にするなど、異常事態宣言発令時と同等以上の扱いとすること。

回答：当社は指定公共機関としての社会的使命を果たし続けるために、事業継続性を維持する観点から必要な措置をとっており、在宅勤務はそのひとつである。非現業においては、原則通常勤務とする。現業機関においては、今後の必要に応じて適切に指示していく。

2. 旅客と濃厚接触が想定される駅出札・改札・案内等の係員は、ゴム手袋を着用させること。また、フェイスシールドを設置し、ビニールシートのない旅客との対応時には着用させること。

回答：国や関係省庁などからの情報や業種別ガイドラインをもとに、手洗いや手指消毒の対策を実施している。ゴム手袋については、サービスの観点から接客時において着用を認める考えは無いが、お客様

の前で行わない券売機や精算機の締め切り作業時においては着用を認めている。なお、8月に

フェイスシールドとビニール手袋を各駅に配備した。これは、急病人等の対応を行う場合や、近隣でのイベント開催時など短時間にお客様が集中することが想定されるなど、通常の接客状況と著しく異なる場合において、感染防止の観点から箇所長が必要と判断した場合に着用を認めることとしている。

3. 社員にPCR検査を定期的実施し、感染者の把握に努めること。

回答：手洗い等による感染予防や検温等の健康管理を徹底しており。現時点でPCR検査を実施する予定はない。

4. 社員が、感染した場合もしくはその疑いがあり、自宅待機を命じた場合は障害休暇とすること。

回答：勤務認証については、保健所の指示、医療機関等の検査結果等をふまえて管理者が指示する。

5. 各駅のお客様用トイレに、手洗い用洗剤を設置すること。

回答：旅客用トイレの手洗い水石鹸については、トイレの改良計画に合わせて設置している。

組合：8月にフェイスシールドとビニール手袋を配備したというが、あくまで急病人対応の為となっており、組合としては、出改札時のお金の取り扱い時に感染の心配があることからゴム手袋を要求したものである。

会社：ビニール手袋をしていたとしても、その手袋にウイルスが付着するという考えから、手洗いとアルコール消毒をこまめに行うことを指導している。スーパー等では、手袋等の使用が減ってきているとの認識である。

組合：そのようなことはない。スーパー等では手袋をしっかりと着用している。また、お金を触らなくてもよいキャッシュレスレジが増えているのが現状であり、スーパー等はさらに対策が進んでいる。

組合：静岡運輸区の社員で家族のかたが感染したために、10日間の就業制限で本人の都合で5日間は年休となったようだが、今後はこれが基準となるのか。

会社：本人に症状が出ていれば私傷病休暇となる。

組合：私傷病休暇とされた場合は無給となってしまいが、年休の無い場合は、3日間の有給休暇で他は私傷病休暇となるということなのか。

会社：その通りである。私傷病休暇となった場合、健保から私傷病手当金で3分の2が貰える。対応は個々のケースによる。

組合：私傷病休暇となる場合、就業制限となる場合の違いが明確になっていないと考える。

以上

